

三水域連携による放置艇対策に関する提言

平成 1 5 年 8 月

三水域連携による放置艇対策検討委員会

目次

はじめに	1
1 . 放置艇対策の目指すべき方向.....	2
2 . 対策の主要な推進方策.....	2
2.1 地域の問題は地域の枠組みで解決する仕組みづくり.....	2
（1）地域の実情に即した取り組み.....	2
（3）連携体制の確立	3
（4）地域で検討する際の水域別の配慮事項.....	3
2.2 連携による短期集中的な一斉対策の実施.....	4
2.3 係留・保管能力の向上に向けた積極的な取り組み.....	4
（1）暫定的な水域等の活用.....	4
（2）民間活力の活用	5
（3）自宅等の内陸保管の推進.....	5
2.4 適正かつ効率的な管理運営の実施.....	6
（1）係留・保管施設の適正な料金設定.....	6
（2）施設管理・運営への利用者団体等の参画推進.....	6
（3）継続的な管理の実施.....	6
おわりに	7
三水域連携による放置艇対策検討委員会名簿.....	8

はじめに

全国的なプレジャーボートの実態については、平成８年度に運輸省港湾局、水産庁及び建設省河川局の３省庁合同（当時）で初めて調査を実施し、放置艇がかなりの割合にのぼることが確認された。この結果を踏まえ、平成１０年３月に「プレジャーボートによる海洋性レクリエーションを活かした地域振興方策調査検討会（委員長：今野修平 大阪産業大学経済学部教授）」により「プレジャーボート係留・保管対策に関する提言」が取りまとめられ、それに基づき、規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とする対策等が講じられてきている。

その対策を経た状況変化を把握するため、平成１４年度に６年ぶりとなる全国実態調査を国土交通省港湾局、河川局及び水産庁合同で実施し、「三水域連携による放置艇対策検討委員会」を設置して、これまでの国や水域管理者等の行政側の取り組みを踏まえ、今後取るべき対策の推進方策等について検討してきた。

今般、この検討結果を、「三水域連携による放置艇対策検討委員会提言」として取りまとめた。

(注)放置艇の定義

港湾、漁港、河川の公共用水域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に係留等されている船舶のこと。あるいは水域管理者の認めた施設や区域に係留等されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のこと。

1．放置艇対策の目指すべき方向

～プレジャーボートの適正な係留・保管に向けて～

これまで、平成10年3月の「プレジャーボート係留・保管対策に関する提言」に基づき、規制措置と係留・保管能力の向上を両輪とした対策が進められてきたところである。今後、放置艇対策を一層推進するためには、平成10年3月の提言を踏まえつつ、各種施策を複合的に組み合わせることにより、総合的かつ効果的な対策を実施していくことが特に重要である。そのためには、下記のような方策を推進することが必要である。

なお、係留・保管場所確保の義務化については、係留・保管能力の向上を踏まえつつ、引き続きその実現に向けて検討を進める必要がある。

2．対策の主要な推進方策

2.1 地域の問題は地域の枠組みで解決する仕組みづくり

今回の実態調査の結果、放置艇は地域によっては減少しているものの、未だ数多くの地域で存在していることが明らかとなった。これらの放置艇を解消していくためには、港湾・漁港及び河川の各水域管理者が連携をとった対策を講じるとともに、地方公共団体、民間マリーナ事業者、漁業関係者等の地域における関係者との横断的な連携を図り、地域の実情に即した対策を地域が一体となって取り組むことが必要である。

(1) 地域の実情に即した取り組み

放置艇により引き起こされる諸問題及びその解消に向けた対策は、自然条件・社会条件等の地域の特性によりそれぞれ異なる。よって放置艇対策にあたっては、地域の実情を十分踏まえ、その実情に即した効果的な対策を検討し、推進していくことが必要である。

（２）水域連携の強化

プレジャーボートは、海洋性レクリエーション活動を目的として利用されていることが多く、水域の中でも港湾・漁港及び河口部周辺等に偏在的に係留され、その内の相当数が放置艇として社会問題化している。これらの連続した水域における放置艇は、水域を自由に移動することが可能であるため、抜本的な解決には、港湾、漁港及び河川の各水域管理者がより連携を強化し、対策に取り組む必要がある。具体的には、係留・保管能力の向上、既存施設の収容余力の活用、規制措置の実施等の各種施策を、各水域の特性に配慮しつつ、水域の枠を越え横断的且つ総合的に展開することが必要である。

（３）連携体制の確立

放置艇対策を地域全体で推進していくためには、各水域管理者はもとより、地方公共団体、警察機関、海上保安機関、民間マリーナ事業者、プレジャーボート製造・販売事業者、漁業関係者、地域住民、プレジャーボート所有者等多様な関係者の幅広い意見を聴取し検討する場を設け、対策に取り組むことが必要である。

（４）地域で検討する際の水域別の配慮事項

各水域の以下の特性を十分に考慮した上で地域の実情に即した取り組みを検討する必要がある。

【港湾】

港湾は、人と物の輸送を支え、地域の人々の暮らしを支える産業や交易の場としての役割を担うとともに、人々が集まる場として、海洋性レクリエーション活動の振興や地域の活性化を支えるにぎわいの空間である。なかでもマリーナは、プレジャーボートの係留・保管機能はもとより、海洋性レクリエーションの拠点として重要な役割を担っている。

【河川】

河川は、本来治水上の観点から一定空間を確保する必要があるとともに、貴重な自然環境を保全する必要がある。また、利用の観点からも、これらを調整した上で、安全で快適な利用を促進すべき空間である。

【漁港】

漁港は、水産業の健全な発展を図るため、漁業生産活動の良好な就労環境を形成するとともに、海洋性レクリエーションとの共存並びに都市と漁村の交流を促進する空間である。

2.2 連携による短期集中的な一斉対策の実施

放置艇問題は、一部の当事者間の問題であるといった認識が現状では強く、一般市民全体がその問題を意識することは少ない。このことは、本来社会問題的な性質を持つ放置艇問題の解消にとって大きなマイナス要因であり、一般市民の放置艇に関する問題意識を喚起する取り組みを実施していく必要がある。

これには、水域連携による一体的かつ各種施策の組み合わせによる短期集中的な一斉対策の実施等行政側の積極的な姿勢を示すことが、対策の実効性の担保になるだけでなく、一般市民の問題意識を喚起する上で重要である。その際、施策については、地域への十分な説明期間を経た後、実施することが必要である。

2.3 係留・保管能力の向上に向けた積極的な取り組み

不足している係留・保管能力の向上を図るため、マリーナ等の各種施設の整備、並びにその支援を実施してきた結果、保管艇の隻数も着実に増加してきている。しかしながら、係留・保管能力は依然として不足している状況にあることから、マリーナ等の恒久的な係留・保管施設の整備、並びにその支援を引き続き促進すると同時に、一定の条件を満たす水域を活用した係留・保管や民間活力を活用した施設整備、あるいは、自宅等の内陸保管の推進など、積極的に係留・保管能力の向上を図っていく必要がある。

(1) 暫定的な水域等の活用

放置艇の受け皿として恒久的な係留・保管施設を整備、並びにそれを支援するという従来の手法のみでは、恒久的な施設整備のための適地が容易に確保出来ない、また施設整備に時間を要する等の理由により、早急に係留・保管能力の向上を図るのが困難な状況にある。このため、一定の条件を満たす水域を活用し、放置艇の早期解消を図ることが必要である。具体的に港湾、漁港においては、放置艇を係留・保管するための暫定的な施設等として、船舶航行や漁業生産活動等に支障のない水域を積極的に活用することにより、放置艇の解消を早急に進めていく必要がある。

なお、一定の条件を満たす水域を活用した暫定的な係留・保管施設は、あくまで仮設的な施設であり、係留・保管機能が十分でないことなどから、併せて恒久的な係留・保管施設の整備を推進し、放置艇の収容を図っていくことが必要である。

(2) 民間活力の活用

係留・保管能力の向上を促進するためには、国、地方公共団体等が施設整備を積極的に進める必要がある。しかし、昨今の財政事情を考えると、公共による施設整備にはある程度限界があることから、民間事業者の資金や経営能力、技術的能力等を活用した施設整備等（ＰＦＩ事業等）をプレジャーボートの係留・保管施設についても積極的に導入を進める必要がある。その際、民間事業者が参入しやすいような環境を整備するため、行政による新たな財政支援の創出や事業者に対する水域占用等の許可を積極的に行うことが望ましい。

(3) 自宅等の内陸保管の推進

プレジャーボートの増加傾向を踏まえると、係留・保管に適する静穏水域の確保には限界があることから、自宅等内陸での保管を促進する必要がある。そのため、スロープ等の船舶上下架施設の適切な配置や利用拡大を図ることが必要である。

港湾においては、引き続き上下架施設の整備を進めるとともに、一般利用者が利用可能な施設についての情報提供を行っていく必要がある。漁港においては、漁業者等との調整を図り、上下架施設の整備を進めることが必要である。河川においては、上下架施設の設置を促進するために、治水上等河川管理上の支障のない範囲で公的主体以外の占用を拡大することについて占用許可基準等の緩和を検討していくことが必要である。

2.4 適正かつ効率的な管理運営の実施

(1) 係留・保管施設の適正な料金設定

港湾管理者及び第3セクター等により整備される係留・保管施設の利用料金については、施設の管理運営費、付帯機能、立地条件等を考慮しつつ、受益者負担に基づく適正な料金設定を行う必要がある。また、周辺に同様な施設が存在する場合には、それらの料金設定に配慮しつつ、放置艇対策等施設の整備目的が効果的に達成されるような料金設定を行う必要がある。

(2) 施設管理・運営への利用者団体等の参画推進

地域の状況によっては、施設管理者が暫定的な係留・保管施設やボートパーク等の管理・運営業務の一部を、施設利用者により組織される利用者団体や民間団体等に委託することにより、管理業務の簡素化・効率化、あるいは利用者ニーズに応じたきめ細かな対応等が可能となると考えられる。よって、利用者団体や民間団体等による管理・運営業務の実施が効果的と認められる場合には、これらを活用していくなど、施設管理・運営への利用者団体等の参画を推進することが望ましい。

(3) 継続的な管理の実施

水域管理者は、放置艇対策に対し、放置等禁止区域等の指定、是正指導及び監督処分等を適切に実施する必要がある。また一時的に放置状態が解消された場合も、係留・保管施設の利用料金の未払いや再度放置状態に戻る艇が発生する等の状況が生じる恐れがあることから、継続的に管理を実施していくことが必要である。

おわりに

平成１４年度に実施した全国実態調査により、行政等のこれまでの取り組みにもかかわらず、未だ数多くの放置艇が存在し、その一部は船舶の安全な航行や周辺環境に重大な問題をもたらしていることが明らかになった。

本提言は、これらの客観的データを基に、有識者や行政関係者等からなる委員会において、施策の課題や効果等を検討し、今後の対策の方向性について取りまとめたものである。本提言を踏まえ、関係行政機関や各地域の関係者が、今後より一層連携し、放置艇問題の解消に向けた取り組みを推進することを期待している。

また、放置艇問題を抜本的に解消するためには、小型船舶の保管場所を義務化する制度の導入について、今後、積極的に検討していく必要がある。保管場所の義務化を行うにあたっては、係留・保管施設を十分に確保することが必要であり、この観点からも、本提言における諸施策の着実な推進が必要である。

三水域連携による放置艇対策検討委員会名簿

(五十音順、敬称略)

<委員長>

来生 新 横浜国立大学国際社会科学研究科教授

<委員>

池澤 正彦 江戸川区助役

桑名 幸一 海洋ジャーナリスト

高嶋 哲 NPO石川県小型船安全協会会長

高橋 豊 神奈川県河港課長

徳島 惇 長崎県水産部長

富山 俊二 くろべ漁業協同組合参事

山田 正 中央大学理工学部教授

山中 義之 岡山県土木部長